

財団法人 現代人形劇センター 寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人「現代人形劇センター」という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県川崎市中原区井田3-10-31におく。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、我国の伝統的芸術遺産を摂取継承する方向において、現代的芸術としての人形劇を創造し、これを高揚普及させ、国民文化の向上に寄与することを使命とし目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①、人形劇の調査研究とその成果発表、および研究講座の開設。
- ②、センター・ホールの設置と運営。
- ③、技術者の養成。
- ④、伝統人形劇の伝承、保存、記録と、その行為への援助。
- ⑤、アマチュア人形劇活動への援助。
- ⑥、海外人形劇との交流。
- ⑦、人形劇関係図書ならびに機関紙誌の編集と刊行。
- ⑧、その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 資産および会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は次の通りとする。

- ①、設立当初の財産目録に記載された財産。
- ②、資産から生じる収入。
- ③、事業に伴う収入。
- ④、寄付金品。
- ⑤、その他の収入。

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2、基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①、設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産。
- ②、基本財産とすることを指定して寄付された財産。
- ③、理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産。

3、運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等

確実な方法により理事長が保管する。

(基本財産の処分制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることが出来る。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎年事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2、この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を受けて、その一部または、全部を基本財産に編入し、また翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条の但し書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 役員、評議員および職員

(役員)

第15条 この法人は、次の役員をおく。

(1) 理事 9名以上14名以内。(うち理事長1名および常務理事3名)

(2) 監事 2名又は3名。

(役員を選任)

第16条 理事および監事は、評議員会で選任し、理事は互選で理事長および常務理事を定める。

2、特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3、理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3、常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事する。

4、理事は理事会を組織して、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2、補欠または増員により選任された任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3、役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号に該当するときは、理事現在数および評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会および評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第21条 役員は、有給とすることができる。

2、役員報酬は理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員選出)

第22条 この法人は、評議員10名以上20名以内をおく。ただし、理事と同数以上とする。

- 2、評議員は理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3、特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4、評議員は役員を兼ねることはできない。
- 5、評議員には、第19条および20条の規定を準用する。この場合において、これら規定中『役員』とあるのは『評議員』と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(事務局及び職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員をおく。

- 2、職員は、理事長が任免する。
- 3、職員は、有給とする。

第5章 顧問及び賛助員

(顧問)

第25条 この法人に、顧問若干名をおくことができる。

2、顧問は理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(賛助員)

第26条 この法人に、理事会の議決を経て、賛助員をおくことができる。

第6章 会 議

(理事会の召集等)

第27条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、または理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2、理事会の議長は理事長とする。

(理事会の定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

2、理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(評議員会)

第29条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- ①、事業計画および収支予算に関する事項。
- ②、事業報告および収支決算に関する事項。
- ③、基本財産についての事項。
- ④、長期借入金についての事項。
- ⑤、第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項。
- ⑥、その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの。

2、前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前2条中『理事会』および『理事』とあるのは、それぞれ『評議員会』および『評議員』と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(議事録)

第30条 理事会及び評議員会には議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第7章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第31条 この寄付行為は、理事現在数および評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第32条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第33条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(書類及び帳簿の備え付け等)

第34条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- ① 寄附行為
- ② 役員及びその他の職員の名簿および履歴書
- ③ 財産目録
- ④ 資産台帳および負債台帳
- ⑤ 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- ⑥ 理事会および総会の議事に関する書類
- ⑦ 官公署往復書類
- ⑧ 収支予算書および事業計画書
- ⑨ 収支決算書および事業報告書
- ⑩ 貸借対照表
- ⑪ 正味財産増減計算書
- ⑫ その他必要な書類および帳簿

2、前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類および同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿および書類は10年以上、同項7号および第12号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。

3、第1項第1号および第3号の書類、同項第8号から第11号までの書類ならびに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第35条 この寄付行為の施行についての細則は、理事会および評議員会の議決を経て、別に定める。

附 則

1、この寄付行為は、文部科学大臣の許可のあった日（平成13年11月5日）から施行する。

2、この法人の理事及び監事は次のとおりとする。

理事(理事長)	森元 勝人	監事	吉村 節也
理事	三隅 治雄	監事	岩田 克夫
理事	副島 功		
理事	小川 信夫		
理事	藪田 碩哉		
理事	鳥越 文蔵		
理事	内木 文英		
理事	大杉 豊		
理事	須田輪太郎		
理事(常務理事)	藤川 和人		
理事	佐藤 謙一		
理事(常務理事)	松澤 文子		
理事(常務理事)	塚田千恵美		